

令和3年度予算編成に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、全世界で感染者数は2600万人以上、死者数は80万人を上回っている。日本においても、本年1月に最初の感染者が確認されて以降、感染が急速に拡大し、他国に比べ人口当たり感染者数や死者数は少なく抑え込まれているとは言え、東京を中心とした都市部で感染が拡大し、感染者数は7万人以上、死者数は1千人を超えている。感染拡大による日本経済への影響は甚大であり、これまで経験したことのない、正に国難とも言うべき局面に直面している。

4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は、新型コロナウイルスの感染拡大で個人消費や輸出が大幅に落ち込み、物価の変動を除いた実質で前期比7.8%減、年率換算は27.8%減となり、リーマン・ショック後の年率17.8%減を超える戦後最悪のマイナス成長を記録した。景気の先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、コロナ前の水準に回復するには時間がかかり、感染拡大が続けば、経済の低迷が長引く恐れがあるとの見方も強い点に十分留意する必要がある。

区は、この間、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度すでに6度、約670億円にも上る補正予算を編成し、国や東京都の打ち出す対応策を待つことなく、コロナ禍から区民生活を守る取組を最優先で進めてきた。医療崩壊を防ぐための区内の感染症診療協力医療機関への包括補助、区内基幹病院への発熱外来の設置やPCR検査体制の拡充、苦境に立つ区内中小企業者への支援策、さらには文化・芸術活動を担う方々への支援事業など区独自の対策を時期を逸することなく進めてきたところである。その財源としては、国や都の補助を充当する一方で、非常時等への備えとして積み立ててきた財政調整基金を約30億円取り崩すなど、果敢な対応を図ってきたところである。

今回の新型コロナウイルス感染症の経済への影響については、平成20年度のリーマン・ショック時の落ち込みを超えるとも言われているが、当時の区財政の直近の年度への影響額は、21年度の特別区財政交付金の減収が約74億円、22年度の特別区民税の減収が約40億円という状況であった。このことに加え、先に述べたGDPの速報値等を踏まえると、令和3年度は、他の交付金等への影響も含め100億円を超える減収となることも覚悟しなければならない。そうになると、この減収額は、令和2年度の環境部の予算額約90億円を超え、区民生活部の予算額約120億円に迫る額であり、まさに未曾有の減収規模となる。さらに、リーマン・ショックの際には、東日本大震災の影響もあり、特別区民税収入が元の水準に戻るまで8年を要しており、感染症の終息時期が見通せない今回についても、景気への影響が長期化することは避けられず、今後数カ年にわたり区財

政の厳しい状況は継続すると考えられる。また、このような状況に加えて、引き続き、ふるさと納税制度や税源偏在是正措置の影響による減収も区財政に大きな影響を及ぼしていることにも留意する必要がある。

一方で、令和 3 年度は総合計画の最終年次であり、各計画事業の最終目標の達成を通して、基本構想の実現を確実なものとしていかなければならない。加えて、感染症拡大に伴う甚大な影響が、人々の生命や生活のみならず、人々の行動・意識・価値観にまで波及している現状を踏まえ、ウィズコロナ・アフターコロナの視点に立ち、新たな生活様式への対応など新たな課題にも区として取り組んでいくことも求められている。また、日常生活や社会経済活動を回復させていくことが求められている状況の中で、コロナに対する過剰な反応は、区民生活や区内経済の回復に水を差すことに繋がりがねず、この点にも留意する必要がある。

以上の点を踏まえると、令和 3 年度の予算編成は、この危機的財政状況を職員一人ひとりが認識し、区を挙げて歳出削減、歳入確保、事務の効率化等にこれまで以上に取り組んでいく必要があり、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画」の着実な推進

「総合計画・実行計画」については、令和 3 年度に最終年次を迎えるため、各施策の目標達成を確実なものとするため、必要な経費を見積もること。その際、今後の財政状況を鑑み、費用対効果を冷徹に見極め、徹底した経費削減・精査に努めること。なお、今後、歳入等の見通しが明らかになった時点で、事業の規模の縮小や延期等について判断することも生じ得るので、この点について留意願いたい。

(2) 「区立施設再編整備計画（第一期）・第二次実施プラン」の着実な推進

第二次実施プランの着実な推進のため、コスト削減や取組の実施効果を高めるあらゆる手法について検討した上で、必要な経費を見積もること。

(3) 「協働推進計画」及び「行財政改革推進計画」の着実な取組

区の施策・事業のすべての分野に関わる協働と行財政改革の取組は、「実行計画」と併せて、基本構想実現のために着実に推進すべきものであり、必要な経費を見積もること。特に、新たな行政課題への対応や業務の効率化、区民の利便性の向上のため、AI や RPA など新たな情報技術の活用については、積極的に検討を行うこと。

(4) ゼロベースでの事業の精査・見直し

今後想定される極めて厳しい財政状況を踏まえ、既定事業を含む全事業について、行政評価の活用等により、徹底的に経費の精査を行うこと。事業の必要性や目的、実施効果を再確認するとともに、必ず事業の見直し・廃止・整理統合・縮小を検討すること。また、見積もりに当たっては、事業実施時期や実施方法についても精査を行い、経費削減を図ること。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応

区民の暮らしの安全・安心を確保するうえでも新型コロナウイルス感染症対策は、区として引き続き注力すべき課題である。現時点において来年度の状況について予見することは難しいため、補正予算での対応となる事業も想定されるが、今後も続く感染症への備え等については、必要な経費を見積もること。また、ウィズコロナ・アフターコロナを前提とした「新たな日常」への対応についても検討し、必要な経費を見積もること。

(6) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

新規事業を計上する場合は、必ず、既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もること。課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

(7) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、事業の検討を行った上で、必要な経費を見積もること。

(8) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

(9) 次期計画を見据えた取組

基本構想審議会における新基本構想に向けた審議も始まったところであるが、次期計画策定等を見据え、事業の準備等に要する経費についても必要に応じて見積もること。

2 歳出

(1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、安易に新規購入経費を見積もるのではなく、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入が必要な場合でも必要最小限となるよう見積もること。また、委託料についても、従前とは異なる事業者から見積もりを徴取するほか、改めて、委託内容や範囲等を精査するなど、経費削減に努めること。

(2) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で、見積もること。特に、新たに開始する事業については、実施時期や全体スケジュール等について、改めて検討を行うこと。また、施設の改築等を行う場合は、用地の有効活用という視点に加え、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等について精査する必要がある。事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、ライフサイクルコストの縮減にもつながるように努めること。

なお、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するのではなく、個別に施設の老朽度、劣化度を判断したうえで、必要な経費を見積もること。

(3) 補助金の見直し

補助金については、言うまでもなく、原資は税であり、交付状況やその用途、補助金を交付することによる効果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。各所管において補助金検証・評価シートを活用した見直しに取り組むこととしているところであるが、事業の効果検証等が十分ではないと判断される事業については、原則、予算配当は行わない。また、補助金の新設や増額については、既存の補助事業からの振替を原則とする。

なお、補助金交付事務については、申請受付、交付決定、完了報告など事務手続きの各段階において、要綱等の規定や基準に適合しているかを確認するなど、改めて、事務の適正執行について徹底すること。

(4) 人件費の縮減

一時的に事業の集中等の影響から人員に不足が生じる場合には、仕事の仕組みや進め方、事業の統合や見直しなど仕事を根本から見直すとともに、適時適切に応援体制を組むなど、柔軟かつ弾力的な組織運営により、人件費の抑制に努めること。また、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワークライフバランスと健康管理の充実を図るとともに、効果的・効率的な事務執行により、更なる超過勤務の縮減に努めること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、新型コロナウイルス感染症がもたらす社会経済への影響や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

各種の情報媒体については、民間事業者の広告掲載を積極的に行い、広告収入の確保や経費の削減を図るほか、民間事業者と連携した事業実施による収入確保など、税外収入の拡大に努めること。

また、区立施設については、施設の有効活用や歳入確保の観点から、施設利用者の意見等を参考に、施設の利用率向上に向けた検討を行い、区民の利便性の向上など改善に取り組むこと。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分

注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手段で獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

4 その他

- 1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、実施方法等について今後の動向について注視するとともに、関連経費の算定に当たっては、感染症対策を十分に考慮して見積もること。
- 予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。